

「特定在留カードの交付等に関する規則案」等について
(概要)

令和 8 年 2 月
総務省自治行政局
出入国在留管理庁

第1 制定の趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の15の2第1項及び第2項並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）第16条の2第1項から第3項まで及び第11項の規定に基づき、特定在留カードの交付等に関する規則及び特定特別永住者証明書の交付等に関する規則を定めるもの。

第2 特定在留カードの交付等に関する規則の概要

1 入管法第19条の15の2第1項の規定による申請

- (1) 入管法第19条の15の2第1項の規定による申請は、地方出入国在留管理局に自ら出頭し、申請書（別紙1のとおり。）1通を提出してしなければならないこととする。
- (2) (1)の申請は、次の場合には、中長期在留者が自ら出頭してこれをするを要しないこととする。
 - ア 中長期在留者が16歳に満たない者である場合又は疾病その他の事由により自ら(1)の申請をすることができない場合において、当該中長期在留者の親族であって当該中長期在留者と同居するものが当該中長期在留者の依頼により当該中長期在留者に代わって(1)の申請をするとき。
 - イ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第59条の4第2項第1号イからハマまでに掲げる者が、中長期在留者に代わって(1)の申請書の提出に係る手続をする場合であって、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。
 - ウ 中長期在留者が16歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自らイの申請書の提出に係る手続をすることができない場合において、当該中長期在留者の親族又は同居者若しくはこれに準ずるもので地方出入国在留管理局長が適当と認める者が、当該中長期在留者の依頼により当該中長期在留者に代わってイの申請書の提出に係る手続をするとき。
- (3) (2)により中長期在留者が自ら出頭することを要しない場合において、当該中長期在留者に代わって(1)の申請書の提出に係る手続をしようとする者は、地方出入国在留管理局長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならないこととする。
- (4) (1)の申請が入管法第19条の11第1項の規定による申請に係るものである場合には、在留カードに当該申請があった旨の記載をするものとする。
- (5) (4)の場合において、(1)の申請の取下げがあったときは、(4)により在留カードにした記載を抹消するものとする。

2 入管法第19条の15の2第2項の規定による申請

- (1) 入管法第19条の15の2第2項の規定による申請（当該申請に併せて同条第3項の規定による申出をすることができる場合にあつては、当該申出を含む。）は、入管法第19条の15の2第2項に規定する届出に係る市町村の事務所に自ら出頭し、申請書（別紙2のとおり。）1通及び写真1葉を提出してしなければならないこととする。
- (2) (1)の申請に当たっては、旅券を提示しなければならないこととし、この場合において、旅券を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書面1通を提出しなければならないこととする。

- (3) (1)の申請は、中長期在留者が16歳に満たない場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により自ら出頭することが困難である場合において、当該中長期在留者の親族又は法定代理人等が当該中長期在留者に代わって(1)の申請書の提出及び(2)の旅券等の提示等に係る手続をするときは、当該中長期在留者が自ら出頭して(1)の申請をすることを要しないこととする。
- (4) (3)により中長期在留者が自ら出頭して(1)の申請をすることを要しない場合において、当該中長期在留者に代わって(1)の申請をしようとする者は、(1)の市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならないこととする。
- 3 その他所要の規定を整備する。

第3 特定特別永住者証明書の交付等に関する規則の概要

1 入管特例法第16条の2第1項の規定による申請

- (1) 入管特例法第16条の2第1項の規定による申請(当該申請に併せて同条第4項の規定による申出をすることができる場合にあつては、当該申出を含む。)は、住所地市町村(入管特例法第16条の2第11項の規定により(1)の申請をする場合にあつては、住所地市町村以外の市町村)の事務所に自ら出頭し、申請書(別紙3のとおり。)1通を提出してしなければならないこととする。
- (2) (1)の申請は、次の場合には、特別永住者が自ら出頭してこれをするを要しないこととする。
- ア 特別永住者が16歳に満たないものである場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難である場合において、当該特別永住者の親族であつて当該特別永住者と同居する者が当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わって(1)の申請をするとき。
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則(平成23年法務省令第44号)第17条第2項第1号イ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わって(1)の申請書の提出に係る手続をする場合。
- ウ 特別永住者が16歳に満たない場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難である場合において、当該特別永住者の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わってイの申請書の提出に係る手続をするとき。
- (3) (2)により特別永住者が自ら出頭することを要しない場合において、当該特別永住者に代わって(1)の申請書の提出に係る手続をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならないこととする。

2 入管特例法第16条の2第2項の規定による申請

- (1) 入管特例法第16条の2第2項の規定による申請(当該申請に併せて同条第4項の規定による申出をすることができる場合にあつては、当該申出を含む。)は、入管特例法第16条の2第2項に規定する届出に係る市町村の事務所に自ら出頭し、申請書(別紙3のとおり。)1通及び写真1葉を提出してしなければならないこととする。
- (2) (1)の申請に当たっては、旅券及び特別永住者証明書を提示しなければならないこととする。この場合において、旅券を提示することができない特別永住者にあつては、その理由を記載した書面1通を提出しなければならないこととする。
- (3) (1)の申請は、特別永住者が16歳に満たない場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により自ら出頭することが困難である場合において、当該特別永住者の親族又は法定代理人等が当該特別永住者に代わって(1)の申請書の提出及び(2)の旅券等の提示等に係る手続をするときは、当該特別永住者が自ら出頭してこれをするを要しないこととする。

- (4) (3)により特別永住者が自ら出頭して(1)の申請をすることを要しない場合において、当該特別永住者に代わって当該申請をしようとする者は、住居地の市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならないこととする。
- 3 入管特例法第16条の2第3項の規定による申請
- (1) 入管特例法第16条の2第3項の規定による申請は、地方出入国在留管理局に自ら出頭し、申請書(別紙3のとおり。)1通及び写真1葉を提出しなければならないこととする。
- (2) (1)の申請に当たっては、旅券及び在留カードを提示しなければならないこととする。この場合において、旅券を提示することができない特別永住者にあつては、その理由を記載した書面1通を提出しなければならないこととする。
- (3) (1)の場合において、(1)の申請をしようとする者が16歳に満たない者であるときにあつては、その者の親権を行う者又は未成年後見人が、疾病その他の事由により自ら(1)の申請をすることができないときにあつては、その者の親族又は同居者が、その者に代わって(1)の申請をすることができることとする。
- (4) (1)の申請を、(3)により特別永住者に代わってしようとする者は、地方出入国在留管理局長に対し、当該特別永住者が16歳に満たない場合にあつては、(3)の適用を受ける者であることを明らかにする資料の提示又は説明を、当該特別永住者が疾病その他の事由により自ら(3)の申請をすることができない場合にあつては、当該特別永住者が疾病その他の事由により自らこれらの行為をすることができないこと及び当該特別永住者の親族又は同居者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならないこととする。
- 4 入管特例法第16条の2第11項の総務省令・法務省令で定める事情
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由して個人番号カードの交付申請書を提出することができる場合に倣い、入管特例法第16条の2第11項の総務省令・法務省令で定める事情について、入管特例法第16条の2第1項による申請を行う者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該申請を行う者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していることなどを規定する。
- 5 その他所要の規定を整備する。

第4 今後の予定

施行期日：改正法の施行日(令和8年6月14日)

特定在留カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第1項の規定に基づき、次のとおり特定在留カードの交付を申請します。

地方公共団体情報システム機構 御中

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条の3第1項及び第22条の3第1項の規定に基づき、次のとおり電子証明書の発行を申請します。

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 氏名 _____ 4 性別 男・女

5 住所・住居地 _____

6 電話番号 _____

7 在留カード番号 _____

8 電子証明書の発行希望の有無

〔署名用電子証明書の希望の有無 有・無
※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません〕

〔利用者証明用電子証明書の希望の有無 有・無〕

9 代理人

(1) 氏名 _____

(2) 本人との関係 _____

(3) 住所 _____

(4) 電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 取次者

(1) 氏名 _____

(2) 住所 _____

(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____

(4) 電話番号(携帯電話番号) _____

官 用 欄

特定在留カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第2項の規定に基づき、次のとおり特定在留カードの交付を申請します。

地方公共団体情報システム機構 御中

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり電子証明書の発行を申請します。

写真

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 氏名 _____ 4 性別 男・女

5 住所・住居地 _____

6 電話番号 _____

7 在留カード番号 _____

8 電子証明書の発行希望の有無

署名用電子証明書の希望の有無 有・無

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書の希望の有無 有・無

9 直送希望の有無 有・無

※出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第3項に該当する場合に限りです。

10 代理人

(1) 氏名 _____

(2) 本人との関係 _____

(3) 住所 _____

(4) 電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 取次者

(1) 氏名 _____

(2) 住所 _____

(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____

(4) 電話番号(携帯電話番号) _____

官 用 欄

別記様式（第一条、第二条、第三条関係）

日本国政府法務省

特定特別永住者証明書交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

出入国在留管理庁長官 殿

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条の2第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、次のとおり特定特別永住者証明書の交付を申請します。

地方公共団体情報システム機構 御中

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項及び第22条第1項又は第3条の3第1項及び第22条の3第1項の規定に基づき、次のとおり電子証明書の発行を申請します。

写 真

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 氏名 _____ 4 性別 男・女

5 住所・住居地 _____

6 電話番号 _____

7 特別永住者証明書番号 _____

8 電子証明書の発行希望の有無

署名用電子証明書の希望の有無 有・無

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書の希望の有無 有・無

9 直送希望の有無 有・無

※日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条の2第4項に該当する場合に限りです。

10 代理人

(1) 氏名 _____

(2) 本人との関係 _____

(3) 住所 _____

(4) 電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 取次者

(1) 氏名 _____

(2) 住所 _____

(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____

(4) 電話番号(携帯電話番号) _____

官 用 欄